

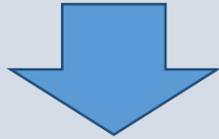
# 「（仮称）市川市公文書等の管理に関する条例（案）」について

## 1. 市川市の現状

公文書の管理については「市川市文書管理規程」（昭和63年制定）で運用

## 2. 市川市の課題

- ・ 歴史公文書（市政の重要事項に関わる歴史的に重要な資料）の未設定
- ・ 永年保存の明確な基準がない
- ・ 市民に対する説明責任が十分に確保されていない



「公文書等の管理に関する条例（案）」の制定  
・ 公文書の適正管理について規定  
・ 特定歴史公文書等を位置付け

## 【参考】国の対策

「公文書等の管理に関する法律」（平成21年公布、平成23年施行）  
・ 公文書の適正管理について規定  
・ 特定歴史公文書等を位置付け

※地方公共団体については、法律にのっとり文書管理は努力義務

## 3. 「公文書等の管理に関する条例（案）」の内容

【基本的な考え方】  
公文書等は市の諸活動及び歴史的事実の記録であり、市民共有の知的資源であることから、公文書の適正な管理、歴史公文書の適切な保存・利用等を図る。

【目的】  
①市政の適正かつ効率的な運営 ②現在及び将来の市民に説明する責任の全う

【対象となる機関（実施機関）】  
市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会

【公文書の定義】  
実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

## 5. スケジュール

- ・ 令和元年11月16日～12月16日  
パブリックコメントの実施
- ・ 令和2年2月  
条例議案の上程
- ・ 令和2年7月  
条例の施行

## 4. 「公文書等の管理に関する条例（案）」の制定による主な変更点

### ○「文書管理規程」

・ 歴史公文書（市政の重要事項に関わる歴史的に重要な資料）の未設定

・ 永年保存の明確な基準がない

・ 市民に対する説明責任が十分に確保されていない

・ 改ざんを規程で禁止

### ○「公文書等の管理に関する条例（案）」

・ 特定歴史公文書等の保存、利用に関する規定の整備  
・ 30年を経過した歴史公文書は市長に移管し、特定歴史公文書等として一般の利用に供する。  
それ以外の公文書は保存期間経過後、廃棄。  
・ 特定歴史公文書等は三井倉庫で永年保存

・ 保存期間30年を上限とし、選別基準を設けて特定歴史公文書等を選別し、永年保存する。

・ 公文書の作成の義務付け

・ 改ざんを条例で禁止

